

コンビニエンスストア・ クレジットカードでの納付が可能に！

4月から、野々市市の市税と料金がコンビニエンスストアで納付できるようになりました。

また、パソコンなどから市ホームページにアクセスして、クレジットカードを使って納付することも可能になりました。(県内初)

※金融機関の窓口でも従前の通り納付できます

※市・県民税(個人)のうち特別徴収分は、コンビニエンスストア・クレジットカードでは納付できません

※水道料金はすでにコンビニエンスストアで納付できますが、クレジットカードでは納付できません

コンビニエンスストア・ クレジットカードで 納付できる税金や料金

○税金

市・県民税(個人)、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税、国民健康保険税

○料金

介護保険料、後期高齢者医療保険料



クレジットカードでの納付

手続きに必要なもの

①インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンなど ②今年4月以降に交付される納付書 ③クレジットカード

取り扱いできるカードブランド

Visa・Mastercard・JCB・American Express・
Diners Club

利用方法

①市ホームページにアクセスする
②「クレジットカードお支払いサイト」に、納付書に印字されている「納付番号」と「確認番号」、クレジットカードのカード番号などを入力
③支払手続き完了メールの送付先を入力
支払手続き完了画面が表示されたら、手続き完了！

納付の際の手数料について

インターネットなどの使用料・通信料などの他に納付金額に応じて次の決済手数料がかかります。

重複納付した場合に負担した決済手数料は返金できません。

納付金額	決済手数料	
1円～10,000円	0円	
10,001円～20,000円	108円(税込)	
以降は10,000円増えるごとに108円(税込)	参考	
の決済手数料がかかります。	納付金額	決済手数料
	20,001円～30,000円	216円(税込)
	30,001円～40,000円	324円(税込)

※市から領収証書は発行しません。必要な場合は、納付書の裏面に記載された納付場所で納付してください

支払いの取り消し

支払い手続きが完了すると、支払いを取り消すことはできません。

軽自動車税納税証明書(継続検査用)

口座振替による納付と異なり、クレジットカードによる納付の場合は、軽自動車税納税証明書(継続検査用)は自動的に発送されません。

督促手数料の廃止

条例の改正により、平成29年4月1日から市税および料金の督促手数料を廃止します。なお、平成29年3月31日以前に督促状を発送している場合は、従前の通り督促手数料を納める必要があります。

○督促手数料を廃止する市税
市・県民税(個人)、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

○督促手数料を廃止する料金
介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金



コンビニエンスストアでの納付

納付するときの注意

今年の4月以降に交付された納付書で、バーコードが印刷されている納付書に限り納付できます。

ただし、破損などによりバーコードが読み取れない場合や、納期限または使用期限が過ぎた場合、納付額が30万円を超える場合、金額を訂正した場合はコンビニエンスストアでは納付できません。